

第三章：海外教育経験者の優先的な教員採用の増加¹

丸山英樹
(国立教育政策研究所)

1.はじめに

毎年 1,500 名ほどの日本人青年が開発途上国へ日本政府によって派遣され、帰国している。そのうち 3 人に 1 人が教育と文化に関する仕事に従事し、その半分が学校教育に関わっている。赴任地における様々な経験により問題意識を高めた帰国者は、帰国して日本社会の抱える課題に取り組むことを希望し、その一つの手段として日本の教育に貢献したいと考える者も少なくない。他方、国内の自治体は地域の内なる国際化、大量の教員の定年退職の時代を迎え、学校における多文化環境に対応できる人材の確保を重視するようになってきた。本稿は、JICA ボランティア²経験者に、学校現場で活躍する場を優先的に与えようとする自治体の取組を中心に記述するものである。

現在、日本の学校教員の年齢構成は高齢化傾向を示している³。ベテラン教員が退職する時期を迎えた自治体もそれをふまえ、少しでも質の高い教員の確保を目指し、様々な取組を始めている⁴。また、内なる国際化とも呼ばれる時代において、外国の文化などを背景に持つ子どもたちが相対的に増えたことにより、学校の授業やクラス運営は新たな局面を迎えている。こうした背景から、開発途上国の生活を含む文化について経験を持つ青年海外協力隊経験者を教員として優先的に採用する取組が増加傾向にあると考えられる。

以下では、まず半世紀に近い歴史を持つ青年海外協力隊を特に取り上げ、そのシステムと帰国者の概要を示す。帰国後のネットワークや支援体制についてもわずかに触れる。次に、自治体が持つ各種ボランティア経験者に対する優先的教員採用制度と、優先的採用制度を概観する。また、最も早く制度を確立した京都市教育委員会については、国立教育政策研究所「わが国の国際教育協力の在り方に関する調査研究」プロジェクト研究(平成 18～20 年度)において聞き取り調査も行ったことから、その調査結果と政策的背景を示す⁵。最後に、本調査プロジェクトにおける「社会還元」と関連して、青年海外協力隊帰国者の経験と多文化環境における潜在性について触れ、帰国者が日本の学校教育において貴重な人材である可能性を記す。

¹ 本報告は、『わが国の国際教育協力の在り方に関する調査研究』国立教育政策研究所プロジェクト研究最終報告書(齊藤泰雄(編))の一部(pp.81-98)が元である。

² JICA ボランティアには、1) 青年海外協力隊、2) 日系社会青年ボランティア、3) シニア海外ボランティア、4) 日系シニアボランティア、5) 帰国ボランティアがある。本稿では 1) と 2) のみを扱っている。2) とは、中南米地域の日系社会において日系社会の移住者や日系人とともに働き、その地域社会の発展に協力することを目的にしている。年間の派遣人数は、青年海外協力隊が約 1500 人程度であるのに対して、約 40 人程度である。3) は、満 40～69 歳(2007 年における採用試験合格者の平均年齢は 59 歳)の日本国籍保持者が参加するボランティア事業である。4) 帰国ボランティアは、各事業に従事した者が帰国後に国内外で経験を活かし、仕事や社会活動を主に自ら行うもので、JICA 自体が実施するものではない(詳細は <http://www.jica.go.jp/activities/kikoku/> を参照)。

³ 小学校、中学校、高等学校における本務教員を 5 歳ごとに区切った場合の最頻値層による。ただし、小学校及び中学校における教員採用者数は 2000 年以降、増加傾向にある。データは文部科学省(2007)を参照。

⁴ 例えば、大学院で博士号を取得した者を無試験で教員として採用する自治体も出てきた。

⁵ 同プロジェクトでは長野県や北海道にも聞き取り調査を行った。長野県では調査時(2006 年 10 月)には制度を導入したばかりで帰国者がまだいなかったこと、北海道(2008 年 1 月)では参加を個人の意思によるものとし、公的には施策を持っていなかったことが分かった。

2. 帰国後の青年海外協力隊員たち

2009年11月時点での派遣実績を見てみよう。都道府県別の出身者数は、多い順に東京都(3,378名)、神奈川県(2,358名)、大阪府(1,875名)、北海道(1,716名)、愛知県(1,701名)、埼玉県(1,499名)、千葉県(1,475名)、福岡県(1,492名)、兵庫県(1,390名)、静岡県(1,154名)、長野県(772名)、広島県(761名)、京都府(673名)である。分野別としては、派遣された延べ33,622名のうち、11,017名(34.3%)が「教育文化」部門の協力隊員である。そのうち、教育に特に関連が強い職種について職種名別の内訳を示し、部門内のその他の職種の派遣人数とあわせてまとめたものが表3-1である。この表から、11,697名のうち、約半数の5,716名(全体の17%)の協力隊員が現地で学校教育に直結した業務へ従事したことが分かる。

【表3-1:「教育文化」部門における協力隊派遣実績】

職種名	派遣中の者		帰国者		累計	
幼児教育	61	(58)	555	(544)	616	(602)
小学校教諭	181	(109)	719	(504)	900	(613)
理数科教師	148	(43)	2,136	(595)	2,284	(638)
日本語教師	115	(100)	1,522	(1,240)	1,637	(1340)
技術科教師	1	0	65	0	66	0
識字教育	0	0	9	(9)	9	(9)
視聴覚教育	1	0	177	(58)	178	(58)
環境教育	94	(51)	197	(128)	291	(179)
小計	601	(361)	5,380	(3,078)	5,981	(3,439)
その他	485	(303)	5,231	(3,170)	5,716	(3,473)
合計	1,086	(664)	10,611	(6,248)	11,697	(6,912)

注1:()内は女性数

注2:その他には、青少年活動、コンピュータ技術、PCインストラクタ、家政等が含まれる。

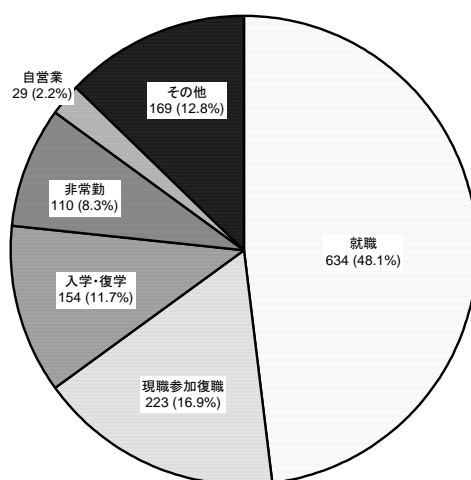
(青年海外協力隊派遣実績職種別⁶「教育文化」をもとに著者作成)

帰国後の進路として、協力隊及び中南米の日系社会へ派遣される JICA ボランティア事業から帰国した者は、平成18年度の場合、約65%が就職・復職し、約12%が大学院などに進学・復学している(図3-1)。しかし、無職を含む「その他」の者も約13%いる。

⁶ http://www.jica.go.jp/activities/jocv/outline/data/results/results_04.html (2010年1月13日閲覧)

JICA 事業は「国造り・人造り・心のふれあい」を掲げていたこともあり、経済的に恵まれていなくとも豊かな社会環境を有する途上国社会に触れた隊員が、派遣先で教育に携わり、帰国後に日本の学校においても、人を育てるといった教員という職業を目指す気持ちを持つことは珍しいことではない。開発問題が途上国社会だけの課題ではなく、日本社会にも関係が深いことに気づき、日本社会にも貢献できる方法を模索する者が多いためである。他方、国による公的国際援助は、日本の経済状況の変化によって、また援助を行うドナー国において成果にもとづいたマネージメント (Results-based Management) が導入されたことで、説明責任が一層求められるようになった。協力隊についても成果が求められ、現地への貢献の度合いによっては派遣継続を見直す場合も生じた。さらに、協力隊事業の成果の中には、派遣先の途上国の発展への貢献に加えて、日本人青年の育成も含まれるため、帰国した日本人青年が社会でどのように活躍しているかという成果を整理する必要性も出てきた。

【図 3-1: JICA ボランティア帰国者の進路(平成 18 年度)】



(青年海外協力隊帰国ボランティア進路状況⁷をもとに著者作成)

このように、帰国後の進路として教員になることを希望する帰国者個人の動機と、組織の説明責任の方向性が一致する状況が生まれていた中、地域で課題を抱える、あるいは協力隊員に将来性を見いだした日本国内の教育委員会が、協力隊経験者を優先的に採用する動きに出てきたのである。それでは、次に各自治体におけるボランティア経験者に対する特別選考について見ていこう。

⁷ http://www.jica.go.jp/activities/jocv/application/require/require_09.html (2008 年 11 月 14 日閲覧)

3.自治体における国際ボランティアの特別選考制度

3-1.教育委員会による採用試験での協力隊経験者の扱い

表 3-2 は、国際協力機構(JICA)が 2009 年 9 月にまとめたもので、JICA ボランティアを教員として優先的に採用している自治体を一覧にしている。

【表 3-2: JICA ボランティア経験者の特別採用制度導入自治体一覧⁸】

導入年度 ⁹ (平成)	教員	
	数	自治体名
16 年度	1	京都市
17 年度	0	
18 年度	3	長野県, 富山県, 愛媛県
19 年度	7	茨城県, 神戸市, 横浜市, 愛知県, 福井県, 兵庫県, 神奈川県
20 年度	7	埼玉県, さいたま市, 川崎市, 大阪府・堺市, 大阪市, 福岡市
21 年度	2	宮城県・仙台市 堺市(大阪府より分離)
合計	20	

この表 3-2 から、協力隊経験者をはじめとする国際協力経験者を 20 の自治体が様々な形態で募集していることが分かる。まず、平成 16 年度に特別採用枠を設置したのが京都市である。その後、18 年度には 3 つの自治体が、平成 19 年度には 7、平成 20 年度にも 7、平成 21 年度には 2 つの自治体が国際貢献経験者を対象にするようになった¹⁰。

また、ボランティア経験者に対する、公立学校の教員採用試験特別選考について、自治体別にまとめたものが表 3-3 で、制度別にまとめた表は次の表 3-5 である¹¹。なお、自治体職員の採用試験についても本章最後に参考資料(参考資料 1、参考資料 2)として掲載している。

これらの表から、全体的な傾向としては、手探りに近い状態ながらも、協力隊帰国者の優先枠などを設けることが地域的に広がりつつあるということが言える。ただし、人数的に増加させようという傾向までは見られない。

⁸ 教員及び自治体職員採用試験において青年海外協力隊等経験者に対する特別選考制度を有する自治体。出典は独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局(平成 21 年 9 月 1 日)。なお、「ボランティア活動歴を評価する」等の記載があっても、「青年海外協力隊等」についての明記がない場合は、特別採用制度には該当していないと判断して記載していない。

⁹ 制度導入後最初の採用試験を実施した年度を指す。

¹⁰ この数字は教員採用のみを対象としており、自治体職員については扱っていない。

¹¹ これらの表はすべて JICA の提供による。

【表 3-3: 公立学校教員採用試験における JICA ボランティア経験者特別選考等】

◆国際貢献活動に関する特別枠をもつ自治体

自治体	受験資格要件・年齢等	特別選考の内容	導入年度
横浜市	60歳未満（昭和25年4月2日～） 青年海外協力隊員として平成11年4月1日から平成21年3月31日までの間に2年以上の派遣実績	社会人・青年海外協力隊員特別選考 一次試験の一般教養、教職専門試験を指導案作成と論文試験Aとする	平成19年度
京都市	小学校教諭（幼稚園）48歳未満（昭和37年4月2日～） 中学校・高等学校教諭 45歳未満（昭和40年4月2日～） 養護教員 35歳未満（昭和50年4月2日～） 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティアの派遣実績	国際貢献活動経験者特別選考 一般教養・教職教養の筆記試験を論文試験とする	平成16年度

◆国際貢献活動経験者に特別選考を行う自治体

宮城県仙台市	年齢制限なし。 青年海外協力隊として平成11年4月1日から平成21年3月31日までの10年間に於いて2年以上の派遣経験を有する者	青年海外協力隊等経験者 第一次選考の「教職教養」を「小論文」に替えることができる	平成21年度
茨城県	40歳未満（昭和45年4月2日～） 青年海外協力隊員として継続して2年以上の派遣実績を有する者	国際貢献活動経験者 一次試験の一般教養・教職専門を免除	平成19年度
埼玉県	52歳未満（昭和33年4月2日～） 青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして2年以上の国際貢献活動経験を有する者	国際貢献活動経験者特別選考 第一次試験のうち一般教養・教職科目を免除	平成20年度
さいたま市	51歳未満（昭和34年4月2日～） 国際貢献活動に平成16年4月1日～平成21年3月31日までの5年間に於いて通算2年以上の派遣経験を有する者	青年海外協力隊等特別選考 一次試験の筆記試験を論文試験とする	平成20年度
神奈川県	60歳未満（昭和25年4月2日～） 青年海外協力隊員として平成11年4月1日から平成21年3月31日までの間に2年以上の派遣実績のある人	社会人経験者特別選考 一次試験の一般教養・教職専門試験を論文試験Bとする	平成19年度
川崎市	60歳未満（昭和25年4月2日～） 青年海外協力隊員として平成11年4月～平成21年までに2年以上の派遣実績のある人	青年海外協力隊員経験者特別選考 一次試験の一般教養、教職専門試験を小論文Aとする	平成20年度
長野県	60歳未満（昭和25年4月2日～） 青年海外協力隊などの国際貢献活動を平成22年3月31日現在で2年以上経験している者	民間企業等経験者選考 第一次の教養試験を面接（集団・個人）試験とする	平成18年度
富山県	年齢制限なし。 青年海外協力隊として継続して2年以上の派遣実績を有する者	国際貢献区分特別選考 一次試験の専門教科、実技検査、教養試験を小論文・個人面接とする	平成18年度
福井県	60歳未満（昭和25年4月2日～） 青年海外協力隊員として平成16年4月1日から平成22年3月21日までの間に2年以上の派遣実績を有する者	国際貢献活動経験者特別選考 第一次選考試験を免除	平成19年度
愛知県	44歳未満（昭和40年4月2日～） 青年海外協力隊として平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間に於いて2年以上の派遣実績を有する人	社会人特別選考 一次教職・教養・教科専門を論文試験とする	平成19年度
堺市	60歳未満（昭和25年4月2日～） 民間企業等勤務経験に青年海外協力隊員等の活動経験を含める	社会人特別選考 一般教養・教職教養を小論文とする	平成21年度
神戸市	年齢制限なし。青年海外協力隊として2年以上の派遣経験を有する者	社会人経験者特別選考 一次筆記試験を小論文・専門教養とする	平成19年度
愛媛県	40歳未満（昭和45年4月2日～） 青年海外協力隊員として2年間程度海外に派遣された者	特別選考 一次選考試験における100点を加算する	平成18年度
福岡市	年齢制限なし。平成11年4月1日～平成21年5月31日の間に青年海外協力隊員として2年以上の派遣実績のある人	社会人特別選考 教職教養・専門教科を論文試験とする	平成20年度

◆社会人特別選考の出願資格に協力隊経験を含める自治体

大阪府	45歳未満（昭和39年4月2日～） 民間企業等勤務経験に青年海外協力隊員等の活動経験を含める	社会人経験者選考 試験内容優遇措置なし	平成20年度
大阪市	45歳未満（昭和39年4月2日～） 民間企業等勤務経験に青年海外協力隊員等の活動経験を含める	社会人経験者選考 試験内容優遇措置なし	平成20年度
兵庫県	45歳未満（昭和39年4月2日～） 青年海外協力隊での国際貢献活動において2年以上の経験	国際活動経験者 試験内容優遇措置なし	平成19年度

【表 3-5:平成 21 年度実施 JICA ボランティア経験者特別選考等一覧(公立教員)】

自治体	宮城県・仙台市	茨城県	埼玉県	埼玉県	さいたま市	神奈川県	横浜市
選考試験名	平成22年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考	平成22年度採用茨城県公立学校教員選考試験	平成22年度埼玉県公立小・中学校等教員採用選考試験	平成22年度埼玉県公立高等学校等教員採用選考試験	平成22年度さいたま市立小・中学校等教員採用選考試験	平成21年度実施神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験	平成21年度実施横浜市公立学校教員採用候補者選考試験
制度名	青年海外協力隊経験者について	国際貢献活動経験者の一部試験免除	国際貢献活動経験者特別選考	国際貢献活動経験者特別選考	青年海外協力隊等派遣特別選考	特別選考 社会人経験者	特別選考 社会人・青年海外協力隊員
要件	青年海外協力隊として、平成11年4月1日から平成21年3月31日までの10年間に於いて、2年以上の派遣経験を有する者	昭和45年4月2日以降に出生した者青年海外協力隊員として、継続して2年以上の派遣実績を有する者	昭和33年4月2日以降に出生した者青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして、2年以上の国際貢献活動経験を有する者	昭和34年4月2日以降に出生した者青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティアとして、2年以上の国際貢献活動経験を有する者	昭和34年4月2日以降に出生した者青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティアの国際貢献活動に従事したことのある者で、平成16年4月1日～平成21年3月31日までの5年間に於いて、通算2年以上の派遣経験を有する者	昭和25年4月2日以降に生まれた人青年海外協力隊員として平成11年4月1日から平成21年3月31日までの間に2年以上の派遣実績(派遣期間)のある人で派遣の証明書を期限までに提出できる人	昭和25年4月2日以降に生まれた人青年海外協力隊員として平成11年4月1日から平成21年3月31日までの間に2年以上の派遣実績(派遣期間)のある人で派遣の証明書を期限までに提出できる人
内容	第一次選考の筆記試験1において「教職教養」を「小論文」に替えることができる	一次試験のうち一般教養・教職専門の試験を免除	第1次試験のうち一般教養・教職科目を免除	第1次試験のうち一般教養・教職科目を免除	一次試験の筆答試験に替えて論文試験を実施	一次試験の一般教養・教職専門試験を免除し代わりに論文試験Bを実施	一次試験の一般教養および教職専門試験を指導案作成と論文試験Aに代える
導入年	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度	平成20年度	平成19年度	平成19年度
自治体	川崎市	長野県	富山県	福井県	愛知県	京都市	大阪府
選考試験名	平成21年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験	平成22年度公立学校教員採用選考	平成22年度富山県公立学校教員採用選考検査	平成22年度福井県公立学校教員採用選考試験	平成22年度愛知県公立学校教員採用選考試験	平成22年度京都市立学校教員採用選考試験	平成22年度大阪府公立学校教員採用選考テスト
制度名	特別選考 社会人・青年海外協力隊特別選考	民間企業等経験者を対象とした選考	特別選考 国際貢献	国際貢献活動経験者特別選考	社会人特別選考	国際貢献活動経験者特別選考	社会人経験者対象の選考
要件	昭和25年4月2日以降に出生した人で、青年海外協力隊員として、平成11年4月1日～平成21年3月31日までの間に2年以上の派遣実績(派遣期間)を有し、派遣の証明書を提出できる人	昭和25年4月2日以降に生まれた者青年海外協力隊などの国際貢献活動を平成22年3月31日現在で2年以上経験している者	志願する種目の教諭普通免許状所有者もしくは平成21年3月31日までに取得見込みの者で、青年海外協力隊として継続して2年以上の派遣実績を有する者	昭和25年4月2日以降に生まれた者(平成22年4月1日現在60歳未満の者)青年海外協力隊員として平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間に2年以上の派遣実績を有する者	昭和40年4月2日以降に生まれた人青年海外協力隊として、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間に於いて、2年以上の派遣実績を有する人	小学校教諭(幼稚園を含む)昭和37年4月2日以降中学校教諭、高等学校教諭 昭和40年4月2日以降養護教員 昭和50年4月2日以降青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとしての派遣実績を有する方	昭和39年4月2日以降に出生していること。法人格を有する民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員としての勤務経験が平成11年4月1日から平成21年3月31日までに通算5年以上あること。なお、勤務経験には、青年海外協力隊員等としての活動経験を含めることができる
内容	一次試験の一般教養、教職専門試験を小論文Aに代える	筆記試験教養の免除、面接(集団・個人-複数回実施)	一次試験の専門教科筆答および実技検査と教養試験を、小論文と個人面接に代える	一次選考試験が免除	一次試験は、教職・教養、教科専門にかえて、論文試験	一般・教職教養筆記試験を論文試験に代える	一般選考と同じ
導入年	平成20年度	平成18年度	平成18年度	平成19年度	平成19年度	平成16年度	平成20年度

【表 3-5:平成 21 年度実施 JICA ボランティア経験者特別選考等一覧(公立教員)(つづき)】

自治体	大阪市	堺市	兵庫県	神戸市	愛媛県	福岡市
選考試験名	平成22年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト	平成22年度堺市公立学校教員採用選考試験	平成22年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験	平成22年度神戸市立学校教員採用候補者選考試験	平成22年度愛媛県公立学校教員採用選考試験	福岡市立学校教員採用候補者選考試験
制度名	社会人経験者対象選考	社会人経験者対象の選考	受験者の特性・意欲を生かした選考(国際経験活動の経験があるもの)	特例措置選考 社会人経験者	第1次選考試験における加点制度	特別選考Ⅲ社会人等特別選考②青年海外協力隊員
要件	昭和39年4月2日以降に出生していること。 平成11年4月1日～平成21年3月31日の間に、青年海外協力隊等としての活動経験が通算5年以上ある人	昭和25年4月2日以降に出生していること。 法人格を有する民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員としての勤務経験が平成20年度末より過去10年間に通算して5年以上あること。なお、勤務経験には、青年海外協力隊員等としての活動経験を含めることができる	昭和39年4月2日以降に生まれた者であること 青年海外協力隊(JICA)での国際貢献活動において2年以上の経験を有する者	平成21年3月31日現在、青年海外協力隊として2年以上の派遣経験を有する者	昭和45年4月2日以降に出生した者 社会貢献活動の分野で青年海外協力隊員として2年間程度海外に派遣されたことがある者	平成11年4月1日～平成21年5月31日の間に青年海外協力隊隊員として、2年以上の派遣実績のある人
内容	一般選考と同じ	一般・教職教養試験を、小論文とする	選考の参考とする	一般選考と同じ	一次選考試験における100点加点(一次選考試験800点配点中)	一次試験の筆記試験の教職教養と専門教科を論文試験に替える
導入年	平成20年度	平成21年度大阪府から分離	平成19年度	平成19年度	平成18年度	平成20年度

* 印は社会人経験者採用枠に青年海外協力隊等を含む。

4.京都市への聞き取り調査による結果

本節では、表 3-2 で示したとおり、全国に先がけて協力隊経験者を採用に踏み切った自治体の例として、京都市を取り上げ、その背景となった政策的な動きについて記す。本書で取りまとめられている調査とは別の調査¹²によって聞き取りが行われた結果である。ここでは採用枠そのものより、導入の動機が重要であることを示す。

4-1.京都市の特徴

京都市の地方行政の指針として帰国隊員の優先的採用の方針を打ち出した背景には、次の 4 点が課題意識として存在した。

- 「内なる国際化」及び国際化社会を考えた際、現職教員の派遣よりも協力隊経験者を採用する方が効率良いと教育長が認識し、リーダーシップを取った。
- 近年、安全志向が強い小学校で特に求められるのは、人間力(コミュニケーション能力、判断力、実行力)を育成する上で、理屈や知識の量ではなく、経験を持った若い教員の確保。出身地は問わず、人物重視の採用を徹底。
- 自民党関係者との会合で、公的資金で派遣された日本人が帰国後に生かされないのは、損失であるという示唆を教育長が受けた。
- 京都市では 25 年前から多様な人材を教員として採用してきた経験があり、それは地域ニーズも多様であった歴史を持つ。

4-2.国際貢献活動経験者特別選考導入後の推移と採用条件

平成 17 年度以降の特別選考による採用者数は合計 27 名で、内訳は表 3-7 の通りである(H17 年度 6 名 + 18 年度 10 名 + 19 年度 7 名 + 20 年度 4 名)。平成 17~19 年度の志願者数と採用者数をみる限り、約 3~7 倍の求人倍率であることがわかる。平成 16 年から募集を開始した京都市の採用情報は、いち早く JICA や協力隊事務局の中で把握されたこともあり、隊員が帰国直後に受ける進路カウンセリングで紹介されることになったことで、平成 18 年度にはすでに他の自治体が同様の制度を設けたにも関わらず、平成 19 年度の志願者数に示されるとおり、応募者が多かったことが特徴的である。また、2007 年の聞き取り調査時には京都市教育委員会と JICA からも、他の自治体がどれほどの制度を設けているのか正確に把握できていない状態であった。

【表 3-7:平成 17 から 20 年度における特別選考による採用者数】

試験年度	H17			H18			H19			H20
	志願者数	受験者数	採用者数	志願者数	受験者数	採用者数	志願者数	受験者数	採用者数	
小学校	11	7	2	10	9	4	11	11	5	2
中学校	25	22	3	23	20	5	27	21	1	2
高等学校	7	7	1	3	3	1	10	5	1	
養護教員	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
合計	43	36	6	36	32	10	49	38	7	4

注:各試験は前年実施(京都市教育委員会への聞き取り(H17~19)及びシンポジウム「開発途上国における派遣現職教員の活躍—帰国隊員報告会—」資料(H20)より著者作成)

¹² 2007 年に実施した国立教育政策研究所プロジェクトによる、京都市教育委員会、教育長、学校訪問調査をもとに、2009 年 1 月 10 日に開催された平成 20 年度文部科学省・筑波大学国際教育協力シンポジウム「開発途上国における派遣現職教員の活躍—帰国隊員報告会—」における情報を加えて、記した。

京都市の採用条件は、協力隊帰国者で、教員免許保持者である。ただし、派遣国によっては日本の教員免許を持たずとも協力隊として参加のできる理数科教員だった者については、京都市で採用され、着任した後の5年以内に教員免許を取得することが義務付けられている。教員採用は、一般選考と同様に人物重視で、本プロジェクトによる聞き取り調査を行った平成18年度の採用試験では第1次試験として応募者全員に個別面接を行ったことがわかった。

4-3. 現在の認識と今後の展望

特別枠によって採用され協力隊帰国者は、特別な行動よりは、まず3年間は教員としての力量を徹底的に高めるため、目前の子ども達への対応に集中することが求められる。将来的に協力隊帰国者には、京都市在住の4000人以上の留学生、日本の子ども、京都の地域社会、それらの間における橋渡しの立場の者になってほしいと、市教委は考えている¹³。その他、今回2名の帰国者への聞き取りから、特別枠で採用された教員同士が月に一度程度で集まり、情報交換会を開いている。また、協力隊帰国者が派遣先における活動に集中するあまり帰国の際には燃え尽きてしまっている者もあり、そのような隊員達にとっての進路選択として京都市の教員採用は動機づけとなることもわかった。

4-4. 政策的な動き:自民党政調会文書

協力隊経験者の活動経験を積極的に評価して、帰国後に教員採用試験で優遇する提案は、平成12年度の国際教育協力懇談会報告においても提示されていた¹⁴。京都市教育委員会の取組は、その教育長の強い指導のもとに、全国で初めて特別枠を設置した。この動きに対して、政府与党関係者からの支援も見られた。平成18年6月に、自由民主党政務調査会「青年海外協力隊等人的国際貢献に関する小委員会(三原朝彦委員長)」から文部科学大臣宛に提出された文書『青年海外協力隊帰国隊員の教職員採用に関するお願い』では、次のように記されていた。

「毎年約1,200人の男女隊員が、世界各地の開発途上国から帰国しています。・・・かれらのうち約1割程(100名強)が教師になることを希望していますが、教師の採用試験に合格するためには相当な準備期間が必要であり、隊員達は当該国で昼夜を問わず責務を果たしているため、準備期間もままならず、帰国後数年も受験勉強を強いられているのが現状です。・・・京都市の例を見るまでもなく、教師として大いなる可能性を持つ人材が隊員の中に多数いる以上、この機会を逃すことはわが国の教育界にとって大きな損失です。・・・私達が望むことは、このような政令都市や県が続々と増え、将来的には全国例外なく隊員の可能性と志が教育界に反映されることにより、国際性豊かかつ知性溢れる教育が全国各地の子供達に広がって行くことであります。文部科学大臣におかれましては、以上の趣旨をご理解いただき、全国の政令指定都市及び県の教育委員会への周知徹底など格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。」

他方で、ほぼ同様の趣旨を記したJICA理事名の文書『青年海外協力隊隊員の教員採用及び現職教員参加に関するお願い』が、都道府県及び政令指定都市の教育委員会教育長宛に送られていた。このように政府内から文部科学大臣へ、JICAから各教育委員会へと同時期に依頼がなされ、各自治体における特別枠設置の動きを加速させることになったと言える。

¹³国立教育政策研究所のプロジェクトでは実際に市教育委員会から紹介された教員2名に聞き取り調査を行っている。両者とも勤務先における他の教職員および子ども達からの評価は高く、また教員として学ぶべきことが山積している、日本の教育の質は高いといった自らの発言が聞かれ、強い前向きな態度がうかがえた。これは、赴任国で活躍してきた帰国隊員の中には日本社会を悲観的に見る者もいる中で、採用試験に際して人物重視という基準が生かされていることを意味すると言えそうである。

¹⁴具体的提案2(1)また、帰国した青年海外協力隊員が教員に採用されることによっても、開発途上国での多様な経験を教員採用選考において積極的に評価するよう働きかけることが必要。

5.おわりに

組織的に派遣されている日本の青年海外協力隊は、派遣対象となっている途上国において援助関係者の中では知名度が非常に高く、また一般的にもある程度の認知がなされている。日本国内でも一時期 TV ドラマで扱われたことによって視聴者の間で認知が高まったが、普段は募集に関するポスターなど以外で見かけることは少なく、帰国者について、あるいは彼/彼女らの経験と蓄積については、ほとんど知られていないと言えよう。異なる文化の中で活動した彼/彼女らは大きな困難を乗り越え帰国しており(丸山・上原 2002)、欧米ほどの多文化的なアプローチが比較的少ない日本の学校現場や地域社会において、異なる文化的背景を持つ者の経験を理解できる可能性を持つ存在である(Maruyama 2007)。

ベテラン教員が大量に退職する時期を迎えた自治体もそれをふまえ、質の高い教員の確保のために協力隊帰国者に着目している。JICA ボランティア以外の経験者を採用の対象としていない自治体が多いのは、ボランティアの優先採用という前例が少ないことに加え、JICA ボランティアの場合は JICA による選考試験を経ている者たちで、その人物の資質について一定の保証があると見られていることが考えられる¹⁵。

日本の青年の育成を目的の一つとする協力隊は、事業そのものが教育と呼ぶことも可能であろう。日本の若者が、一定期間の語学研修やサバイバル技能の訓練を受けるといった構造化されたプログラムによって目的に沿った学習成果を挙げている他、派遣国や派遣先の職場と周辺環境において自らの経験をもって学んだことがら、多くの日本人が観光旅行や仕事で赴く外国では決して経験しえない内容を含んでいる。いずれも活動経験が生んだ教育成果として捉えると、隊員個人にとって大きな意味を持つ。帰国者は自身の経験を他人に伝え、共有する機会を求めていることが多く、それらを個人の暗黙知のままで終わらせるには、京都市の事例で指摘されたように、日本社会にとっての損失とも言える。

帰国後における社会への貢献という点で、協力隊というある特殊な経験をした者の学校現場への貢献と、そのような経験を持たない教員との協働は、今後さらに重要となろう。教員数も児童生徒数も減少し、異なる文化的背景を持つ子ども達とその保護者の数は相対的に増加していく中で、教育委員会が人材確保という観点から、協力隊帰国者を貴重な人材として捉えることは間違ったことではないといえる。

¹⁵ 同様に、質保証がなされているという観点から見た近年の動きとしては、ボランティアに限らず、大学院で博士号を取得した者を無試験で教員として採用する自治体も出てきたことが挙げられる。

【参考文献・Web サイト】

- 京都市教育委員会学校指導課(2007)『京都市の教育改革』京都市教育改革推進会議・京都市教育委員会
- 国際協力事業団(JICA)青年海外協力隊事務局(2001)『青年海外協力隊 20 世紀の軌跡』
- 国際協力機構(JICA)青年海外協力隊事務局(2008)『JOCV NEWS』17.18 (特別号): 2.
- 国際協力機構(JICA)青年海外協力隊事務局帰国ボランティア支援課(2008)『教員・地方自治体職員における帰国隊員等の特別選考制度一覧』
- 斉藤泰雄(2007)青年海外協力隊「現職教育特別参加制度」による国際教育協力活動『国際教育協力論集』10号2巻 41-53頁.
- 筑波大学教育開発国際協力研究センター(2009)『平成 20 年度文部科学省・筑波大学国際教育協力シンポジウム「開発途上国における派遣現職教員の活躍—帰国隊員報告会—」抄録集』
- 丸山英樹・上原麻子(2002)青年海外協力隊員の異文化適応—シリア及びザンビア滞在を事例として—『国際協力研究』8号2巻 103-117頁.
- 丸山英樹(2009)青年海外協力隊経験者の優先的教員採用施策, 斉藤泰雄(編)『わが国の国際教育協力の在り方に関する調査研究』プロジェクト研究最終報告書(pp.81-98)
- 文部科学省(2005)『初等中等教育における国際教育推進検討委員会報告—国際社会を生きる人材を育成するために』
- 文部科学省(2007)『学校教員統計調査報告書』
- 文部省(2000)『開発途上国への教育協力方策について』国際教育協力懇談会
- Eurydice (2004), Integrating Immigrant Children into Schools in Europe. Brussels: European Commission.
- Maruyama, H. (2007). Diversity as Advantage in "Homogeneous" Society: the Educational Environment for Muslim in Japan, *Shingetsu Electronic Journal of Japanese-Islamic Relations*, 1, pp.57-78. Shingetsu Institute.
- JICA 青年海外協力隊・帰国者関連サイト(<http://www.JICA.go.jp/activities/jocv/>) 及び (<http://www.JICA.go.jp/activities/kikoku/>)

【参考資料 1: 自治体職員採用試験における JICA ボランティア経験者特別選考等】

◆国際貢献活動に関する特別枠をもつ自治体

自治体	受験資格・要件等	選考の内容等	導入年度
横浜市	30～59歳（昭和25年4月2日～昭和54年4月1日） 青年海外協力隊等としての活動経験を直近7年の間に2年以上有する人	国際貢献活動特別選考 一般教養、論文	平成 18年度
京都市	23～42歳（昭和42年4月2日～昭和61年4月1日） 青年海外協力隊等における活動経験が継続して2年以上ある方	国際貢献活動経験者特別選考 第一次試験の一般・教職教養を論文試験とする	平成 20年度
宮崎市	23～40歳（昭和44年4月2日～昭和61年4月1日） 青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとして、直近5年中2年以上派遣された人	青年海外協力隊等活動経験者選考 第一次試験の集団面接・専門試験（法律・一般行政Ⅱ）を論文審査に、第二次試験の集団討論・小論文をプレゼンテーション・個別面接とする	平成 21年度

◆選考において優遇される自治体

岩手県	21～32歳（昭和52年4月2日～昭和63年4月1日） 課題発見能力や意欲・積極性をより重視し、青年海外協力隊での活動経験を生かしたいという強い意欲を持ち、アピールできる方	活動経験者試験 一次試験の専門試験を論文試験とする	平成 20年度
秋田県	21～29歳（昭和55年4月2日～昭和63年4月1日） 受験者の積極性や創造性、国際性を重視し、学業以外の経験から得られた幅広い視野や知識を県政に活かしたいという強い意欲があり、県政の諸課題に対して前向きに取り組むバイタリティに溢れ、またそれを十分アピールできる人 例えは；海外留学経験や青年海外協力隊での活動経験、海外での長期滞在経験、ボランティア活動、NPOなどの活動などの経験を有する方	創造性・国際性を重視した試験区分 ①一次試験における専門試験を論文試験Ⅱとする。 ②第2次試験でプレゼンテーション型の口述試験を実施	平成 19年度
能代市	17～35歳（昭和49年4月2日～平成4年4月1日） 要件とはしないが、柔軟性に富みチャレンジ精神旺盛な方で、青年海外協力隊等で海外での国際貢献活動に従事した経験、又はNPO法人において常勤職員として活動した経験等を有する方	職務経験者 教養試験において英語の問題を含まない	平成 19年度
和歌山県	21～35歳（昭和49年4月2日～昭和63年4月1日） 県政の諸課題の解決に向け、前向きに取り組むことができるバイタリティーあふれる方で、高度な語学力を持つ人、青年海外協力隊などの社会貢献活動の経験がある人	一般行政職特別枠 教養試験と専門試験の配点700点分をアピール論文試験とする	平成 21年度

◆社会人特別選考の出願資格に協力隊経験を含める自治体

網走市	30～36歳（昭和48年4月2日～昭和54年4月1日） 民間企業に勤務した経験（大卒1年以上・短大卒2年以上・高卒4年以上）に青年海外協力隊として開発途上国に派遣されていた期間を含めることができる（一般新卒の採用は大卒のみ）	民間企業等経験者 試験内容に優遇措置なし	平成 21年度
埼玉県	60歳未満（昭和25年4月2日～） 民間企業等における職務経験（9年以上。ただし大卒5年・短大専修学校卒7年）に青年海外協力隊として開発途上国に派遣されていた期間を含めることができる	民間企業等職務経験者 試験内容に優遇措置なし	平成 20年度
愛知県	30～36歳（昭和48年4月2日～昭和54年4月1日） 民間企業等における職務経験5年に青年海外協力隊として開発途上国に派遣されていた期間を含めることができる	民間企業等経験者 試験内容に優遇措置なし	平成 19年度
広島市	60歳未満（昭和25年4月2日～） 民間企業等での職務経験通算5年に青年海外協力隊等で活動した期間を含めることができる	民間企業等経験者 試験内容に優遇措置なし	平成 19年度

【参考資料 2:平成 21 年度実施 JICA ボランティア経験者特別選考一覧(自治体職員)】

自治体	網走市	岩手県	秋田県	能代市	埼玉県	横浜市	* 愛知県
選考試験名	平成21年度網走市職員採用試験	平成21年度岩手県職員採用I種試験	平成21年度秋田県職員採用大学卒業程度試験	平成21年度能代市職員採用試験	平成21年度埼玉県民間企業等職務経験者職員採用試験	平成21年度横浜市(社会人)採用試験	平成21年度民間企業等職務経験者を対象とした愛知県職員採用試験
制度名	民間企業等経験者	課題発見能力やこれまでの活動経験をより重視する試験職種	受験者の積極性や創造性、国際性を重視した試験区分	職務等経験者	民間企業等における職務経験	国際貢献活動経験者事務系 国際貢献活動経験者技術系	民間企業等における職務経験(Q&Aの中の一項目として記載)
要件	昭和49年4月2日以降に生まれた方 大学を卒業し、平成21年6月末現在で民間企業等に勤務した経験のある方。短期大学、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程を卒業し、平成22年3月末現在で民間企業等に勤務した経験が2年以上ある方。高校を卒業し、平成22年3月末現在で民間企業に勤務した経験が4年以上ある方。民間企業等に勤務した経験には、青年海外協力隊等での活動を含む	昭和52年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 課題発見能力や意欲・積極性をより重視する試験職種です。例えば①青年海外協力隊での活動経験…さまざまな知識・経験を県政に生かしたいという強い意欲をお持ちの方、それを十分にアピールできる方	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 学業以外の経験から得られた幅広い視野や知識を県政に活かしたいという強い意欲があり、県政の諸課題に対して前向きに取り組むバイタリティに溢れ、またそれを十分アピールできる人 例えば、海外留学経験や青年海外協力隊での活動経験、海外での長期滞在経験、ボランティア活動、NPOなどの活動などの経験を有する方	昭和49年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 青年海外協力隊等で海外での国際貢献活動に従事した経験、又はNPO法人において常勤職員として活動した経験を有する方	昭和25年4月2日以降に生まれた人。 職務経験9年以上(学校教育法に基づく大学を卒業後5年以上、短期大学又は専修学校を卒業後7年以上)。 独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊員又は日系社会青年ボランティア等としての国際貢献活動経験は民間企業等における職務経験に含まれません。	昭和25年4月2日から昭和54年4月1日までに出生した人 青年海外協力隊等としての活動経験を直近7年中2年以上有する人	昭和48年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者 平成20年7月31日現在までに民間企業等における職務経験を5年以上有する人。青年海外協力隊として開発途上国に派遣されていた期間(原則2年)のほか、当該派遣に係る派遣前研修の期間(約70日)は含めることができる。(平成20年度)
内容	一般採用は大卒のみだが、民間企業等経験者では短大卒・高卒でも受験可	一次試験の専門試験を論文試験に代える	①一次試験における専門試験を実施せず、論文試験IIを実施 ②第2次試験でプレゼンテーション型の口述試験を実施	職務等経験者については、教養試験に英語の問題が含まれない	教養試験、論文試験、人物試験	一般教養、論文	教養試験・論文試験・口述試験・適正試験
導入年	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度
自治体	京都市	和歌山県	* 広島市	宮崎市			
選考試験名	参考：平成20年度【11月試験用】京都市職員経験者採用試験	平成21年度和歌山県職員採用I種(大学卒業程度)試験	平成21年度広島市職員採用試験(民間企業等職務経験者)	平成21年度宮崎市職員採用試験			
制度名	青年海外協力隊等活動経験者を対象とした試験	青年海外協力隊などの社会貢献活動の経験がある人の特別枠	民間企業等での職務経験者を対象とした試験	青年海外協力隊等活動経験者【大学卒業程度】選考試験			
要件	H21年度民間企業等職務経験者試験の要項は10月上旬配布予定 参考：昭和42年4月2日～昭和61年4月1日までに生まれた方 青年海外協力隊等における活動経験が継続して2年以上ある方(平成22年3月31日現在)	昭和49年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 高度な語学力を持つ人、青年海外協力隊などの社会貢献活動の経験がある人	昭和25年4月2日以降に生まれた人(平成22年4月1日現在で60歳未満(広島市職員の定年は60歳)学歴不問。) 民間企業等での職務経験が通算して5年以上ある人(平成20年7月31日現在) ※「民間企業等での職務経験」として通算する期間には、青年海外協力隊等で2年以上継続して活動していた期間が該当する。	昭和44年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人 青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとして、直近5年中2年以上(平成21年10月1日現在)継続して独立行政法人国際協力機構から派遣された人			
内容	参考：特別選考・若干名 1次 教養・小論文 2次 プレゼンテーション面接 3次 個人面接	教養試験と専門試験の配点1,000点のうち、700点分をアピール論文試験に代える	教養試験、経験小論文試験、面接試験、一般小論文試験、面接・プレゼンテーション試験、集団討論試験	教養試験・論文審査・プレゼンテーション・個別面接			
導入年	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成21年度			